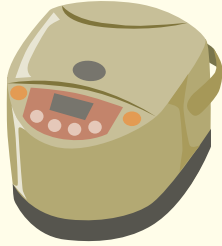
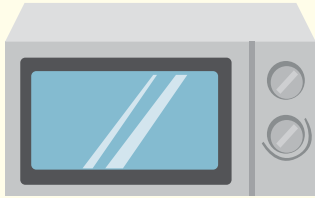


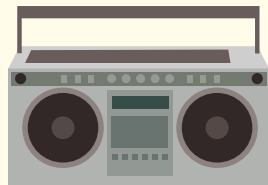
粗大ごみ

粗大ごみで収集できる主な品目

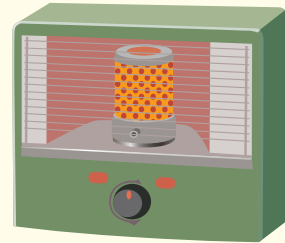
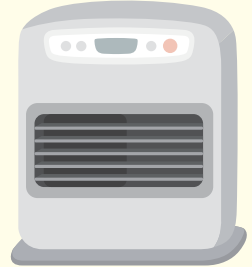
リサイクル家電対象品
以外の家電製品



※30cm未満のものは
「燃えないごみ」へ



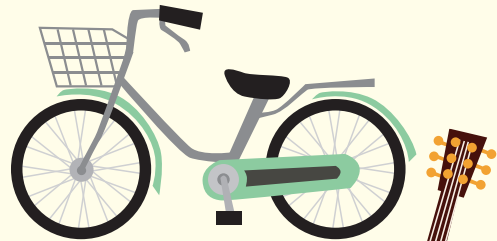
ストーブ・移動式ファンヒーター
などの暖房器具



タンスなどの家具類
※鏡、ガラス、金属類はなるべく外して
ください。



大きいプラスチック製品や材質の
混合製品



その他「資源物」「燃やすごみ」「燃えないごみ」「引き取りができないもの」以外のもの

- ストーブなどの暖房器具は、必ず燃料を抜いてから出してください。
- ガラス類は割れても飛散ないように、紙に包むなどして出してください。
- 大きさが3mを越えるものは回収しません。販売店または収集業者(16ページ参照)へご相談ください。

ごみの持ち込み施設

ごみステーションや粗大ごみ収集日に出せないごみは下記の施設へ持ち込んでください。



持ち込みの区別

■ 諏訪南清掃センター

[燃やすごみ]

[燃やす粗大]

- ・ふとん類
- ・マットレス(金属なし)
- ・大きい座布団(クッション)
- ・ソファ(金属なし)
- ・はぜ棒 など

■ 諏訪南リサイクルセンター

[資源物]

[燃えないごみ]

直接持ち込む場合は、指定の「燃やすごみ」の袋に入れてください。

[燃やさない粗大]

- ・マットレス(金属あり) ・ソファ(金属あり)
- ・エレクトーン、オルガン、木製家具 など

※タイヤチェーン、こたつ灰も直接持ち込みに限り引き取ります。
指定の「燃やすごみ」の袋に入れて持ち込んでください。

引き取りできないもの

村で処理できない主な品目



医療器具



薬品



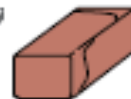
消火器



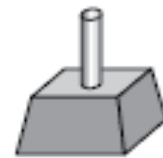
ブロック



かわら



レンガ



コンクリート台座



塗料



タイヤ



オイル



ガスボンベ



灯油



ガソリン



オートバイ



原付オートバイ



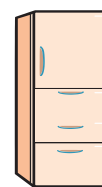
農薬や農業資材



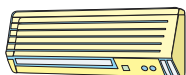
農機具



テレビ



冷蔵庫



エアコン



洗濯機



冷凍庫



乾燥機

この他に
・建設用廃材類(畳を含む)
・焼却灰
は引き取りません。

- 村で処理できないごみは、販売店・収集業者にご相談ください。16ページに村で一般廃棄物処理業の許可をしている廃棄物処理業者一覧を載せています。
- 家庭から出る医療用器具や医療用廃棄物の処理については特に注意が必要です。処方された病院に相談してください。

建設廃材について

廃棄物処理法では、建設業(工作物の新築、改築または除去)に伴って排出される畳や木材などの建設廃材は産業廃棄物にあたります。工事を依頼する場合は、廃棄物を適正に処理しているか業者に確認してください。

また日曜大工等で不用となった廃材も引き取りできません。販売店または収集業者にご相談ください。

建設廃材の例

- ・畳 ・ドア ・木材 ・塩ビ管
- ・アルミサッシ
- ・家屋等の新築、改築、除去に伴う木材
- ・雨戸、網戸 ・トタン板(平)
- ・組み立て式物置(床面積1坪以上)

家電リサイクル法とは

(特定家庭用機器再商品化法)

一般家庭から排出される家電製品は、これまでそのほとんどが埋め立てられてきました。しかし、埋め立て地には限界があります。また埋め立てられる廃家電には再び利用することができる有用な資源がたくさん含まれています。

有用な資源の再利用を促進し、廃棄物を減らすために、家電リサイクル法が策定されました。



エアコン

対 象

- ・ 室外機が1個で、室内機が複数あるもの
- ・ 暖房部分がガス・石油等であっても冷房機能を有しているもの
- ・ 機器として、建物と独立するものは全て対象となります

対 象 外

- ・ 欄間など家屋の一部を送风口とするなど建物と一体となっているもの
- ・ 壁掛け、床置きではなく、天井設置型のもの
- ・ 冷風機のような熱交換による冷房機能を有しないもの(ビル空調システム)



ブラウン管式・
液晶式・
プラズマ式テレビ

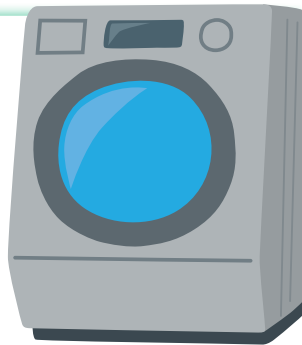
対 象

- ・ ブラウン管式テレビ
- ・ ブラウン管式VTR内蔵テレビ
- ・ ラジカセ一体型テレビ
- ・ 液晶式・プラズマ式テレビ
- ・ 液晶式・プラズマ式HDD/DVD内蔵テレビ
- ・ チューナー分離型テレビ

対 象 外

- ・ プロジェクター方式のテレビ
- ・ ディスプレイモニター(チューナー付きを含む)
- ・ パソコン用ディスプレイモニター(チューナー付きを含む)
- ・ 電源として一次電池または充電池を使用する液晶式テレビ(車載用含む)
- ・ 浴室、キッチン用液晶テレビ(建築物に組込むことができるように設計されたもの)

電気洗濯機・
衣類乾燥機



対 象

- ・ 洗濯機、洗濯乾燥機(乾燥機能を有する洗濯機)
- ・ 衣類乾燥機(ガス衣類乾燥機、電気衣類乾燥機)
- ・ 小型洗濯機(排水機能付き)

対 象 外

- ・ コインランドリー用の洗濯機
- ・ ドライクリーニング用機器
- ・ 脱水機
- ・ 衣類乾燥機能付き布団乾燥機
- ・ 衣類乾燥機能付きハンガー掛け
- ・ 衣類乾燥機能付き換気扇
- ・ 衣類乾燥機能付き除湿器
- ・ 衣類乾燥機能付きハンガー

電気冷蔵庫・
電気冷凍庫



対 象

- ・ 冷蔵庫、冷凍冷蔵庫、冷凍庫
- ・ 保冷库、冷温庫(冷却や制御に電氣を使用するものに限る)
- ・ ワイン庫(ワインセラー)

対 象 外

- ・ 冷蔵されているものが外から視認できる商品陳列、ディスプレイ用機器(ショーケース、冷凍ストッカー)

※法律の改正等により対象品目が変更となることがあります

- 上記の特定家電は村では収集しません。販売店または収集業者にご相談ください。
- 対象品目ごとにリサイクル料金(消費税含む)がかかります。